

T A P アカデミー介護福祉士実務者研修 学則

(開講目的)

第1条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得させ、高齢化社会における医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

T A P アカデミー介護福祉士実務者研修

(事業者の名称・所在地)

第3条 本養成施設は次の事業者が実施する。

タップ株式会社

〒437-1111 静岡県袋井市中新田35番地

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場は次のとおりとする。

名称	住所	電話番号
T A P 掛川本部長	〒436-0079 静岡県掛川市掛川10番地	0537-61-1777

(研修の課程及び形式、地域)

第5条 第1条の目的を達成するために、通信形式において介護福祉士実務者研修を実施する。通信地域は静岡県とする。

(修業年限)

第6条 修業年限は6ヵ月間または10ヶ月とする。ただし、以下の研修を受講した者については、既に履修した科目の受講が免除できることから、修業年限を1ヶ月以上とする。

- ア 訪問介護員養成研修 (1～2級)
- イ 介護職員初任者研修
- ウ 介護職員基礎研修
- エ 喀痰吸引研修
- オ その他アからエまでに準ずる課程

(定員・学級数)

第7条 1学級の定員は20名、学級数は1（総定員20名）とする。

(入学時期)

第8条 研修の実施回数及び入学時期は別途定める。

(授業日及び休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始 12月29日～1月3日
- (3) 夏期休業 8月13日～8月15日
- (4) 国民の祝日に関する法律に規定する日

2 特に必要を認める場合には休業日を変更することができる。また、臨時に休業日を設定することができる。

(入学者の選考・入学の手続き)

第10条 受講申し込みの手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申し込み用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して、期日までに提出する。その際に、郵送コースまたはeラーニングコースの選択をする。
- (2) 先着順に受付し、定員に達し次第締め切りとする。
- (3) 受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (4) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (5) 当社は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講申し込み期限)

第11条 申込締切日は開講日の1週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、学校長の判断で申し込みを受け付けることができる。

(在籍期間)

第12条 在籍期間は休学期間を除き1年を超えることはできない。

(休学及び復学)

第13条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする時は、休学届に事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、学校長の承認を得なければならない。

- 2 休学の期間は最長6ヵ月とし、これを超える場合は退学しなければならない。
- 3 第1項の規定により休学した者が復学しようとするときは、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを学校長が確認できたときに復学できる。

(退学)

第14条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、退学とすることができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講継続意志のない者
- (4) 第12条による在籍期限を超過した者
- (5) その他、学校長が不適格とみなした者

- 2 前項の事由によって、学校長が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとする。また、受講料の返金はしない。

(欠席者の取扱・補講について)

第15条 面接授業及び演習の遅刻・早退に関しては、理由のいかんにかかわらず欠席扱いとする。

- 2 面接授業及び演習の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた者については、次回以降の研修にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第12条に定める在籍期間を超過しないこととする。補講にかかる受講料は徴収しない。

(研修カリキュラム)

第16条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表1のとおりとする。

- 2 科目の免除は受講生の保有する資格に応じ、別表2のとおりとする。

(研修修了の認定方法)

第17条 修了の認定は、科目ごとに行う提出レポート(郵送またはeラーニングにて実施)の結果を本条同項2の基準・スクーリングにおける実技試験(医療的ケアを含む)により判定し、修業年限の在籍をし、授業料の未納がなく、第16条に定めるカリキュラムの3分の2以上(前条第2項の規定により科目を免除された者は、免除された科目を除く科目)を履修した者に対して、課程修了を認定する。

- 2 提出レポートの成績は70%以上を合格とし、69%以下を不合格とする。合格点に満たない場合は合格に至るまでレポートを提出し評価を行う。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第18条 受講費用は受講生の保有する資格に応じ、別表3のとおりとする。

(教職員組織)

第19条 本研修に次の教職員を置く。

学校長 1名

専任教員 1名以上

講師 相当数

事務員 相当数

(修了証明書の交付)

第20条 第17条により修了者と認定したものに対して、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第21条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「修了証明書再交付申請書」を当社に提出することで再交付を受けることができる。再交付手数料は1,000円とする

(個人情報管理)

第22条 当社は、当社の定める個人情報保護規程に基づき、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外してはならない。

(附則)

この学則は、平成27年1月1日から施行する。

この学則は、平成27年8月11日改定（医療的ケア(演習)の時間数の変更）

この学則は、平成28年6月1日改定（学級数の変更）

この学則は、平成28年8月24日改定（修了年限、修了要件の変更）

この学則は、平成28年10月31日改定（eラーニングコースの追加）

この学則は、令和元年5月8日改訂（修了要件の変更）

この学則は、令和元年12月6日改訂（研修会場・修業年限・別表2,3変更）

この学則は、令和2年5月1日改訂（受講料変更・喀痰吸引等研修履修者について明記）

別表1 カリキュラム

科目	時間数	レポート	面接授業	演習
人間の尊厳と自立	5	○		
社会の理解Ⅰ	5	○		
社会の理解Ⅱ	30	○		
介護の基本Ⅰ	10	○		
介護の基本Ⅱ	20	○		
コミュニケーション技術	20	○		
生活支援技術Ⅰ	20	○		
生活支援技術Ⅱ	30	○		
介護過程Ⅰ	20	○		
介護過程Ⅱ	25	○		
介護過程Ⅲ	45		○	
発達と老化の理解Ⅰ	10	○		
発達と老化の理解Ⅱ	20	○		
認知症の理解Ⅰ	10	○		
認知症の理解Ⅱ	20	○		
障害の理解Ⅰ	10	○		
障害の理解Ⅱ	20	○		
こころとからだのしくみⅠ	20	○		
こころとからだのしくみⅡ	60	○		
医療的ケア	50	○		○
医療的ケア ※医療的ケアの種類に応じて、それぞれの回数以上の演習を実施する。	11			○ 喀痰吸引 ①口腔…5回以上 ②鼻腔…5回以上 ③気管カニューレ内部…5回以上 経管栄養 ①胃ろう又は腸ろう…5回以上 ②経鼻経管栄養…5回以上 救急蘇生演習…1回以上
受講時間	461			

別表2 科目の免除

科目	時間数	訪問介護員研修		介護職員 初任者研修	介護職員 基礎研修	無資格
		1級	2級			
人間の尊厳と自立	5					履修
社会の理解Ⅰ	5					履修
社会の理解Ⅱ	30		履修	履修		履修
介護の基本Ⅰ	10					履修
介護の基本Ⅱ	20			履修		履修
コミュニケーション技術	20		履修	履修		履修
生活支援技術Ⅰ	20					履修
生活支援技術Ⅱ	30					履修
介護過程Ⅰ	20					履修
介護過程Ⅱ	25		履修	履修		履修
介護過程Ⅲ（面接授業）	45	履修	履修	履修		履修
発達と老化の理解Ⅰ	10		履修	履修		履修
発達と老化の理解Ⅱ	20		履修	履修		履修
認知症の理解Ⅰ	10		履修			履修
認知症の理解Ⅱ	20		履修	履修		履修
障害の理解Ⅰ	10		履修			履修
障害の理解Ⅱ	20		履修	履修		履修
こころとからだのしくみⅠ	20					履修
こころとからだのしくみⅡ	60		履修	履修		履修
医療的ケア	50	履修	履修	履修	履修	履修
医療的ケア（演習）	11	履修	履修	履修	履修	履修
受講時間	461	106	331	331	61	461

※空欄は科目の免除

※喀痰吸引等研修履修者は医療的ケア及び医療的ケア（演習）は免除

別表 3

受講料およびテキスト代金一覧

郵送コース

保有資格	受講料	テキスト代	合計
訪問介護員研修 1 級	88,500 円	4,000 円	92,500 円
訪問介護員研修 2 級	108,500 円	12,000 円	120,500 円
介護職員初任者研修	106,500 円	14,000 円	120,500 円
介護職員基礎研修	39,000 円	2,000 円	41,000 円
無資格	124,500 円	16,000 円	140,500 円

eラーニングコース

保有資格	受講料	テキスト代	合計
訪問介護員研修 1 級	86,700 円	4,000 円	90,700 円
訪問介護員研修 2 級	91,000 円	12,000 円	103,000 円
介護職員初任者研修	89,000 円	14,000 円	103,000 円
介護職員基礎研修	37,200 円	2,000 円	39,200 円
無資格	95,700 円	16,000 円	111,700 円

※表示はすべて税抜

※テキストは実務者研修テキスト第1巻～第8巻（日本医療企画版）

※喀痰吸引等研修履修済みの受講生は受講料25,000円・テキスト代2,000円引き